生態系保全へ市条例

アカミミガメ「指定外来種」に

来月施行 放流禁止、違反に罰則

市会審議から

明石市は、市内で大量繁殖している北米原産のミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）を「指定外来種」に位置づけ、規制する「あかしの生態系を守る条例」を10月1日から施行する。市内のパトロールなどと合わせ、在来の動植物の生息環境を圧迫しているアカミミガメの繁殖抑制を目指す。

条例案は12日、市会生活文化委員会で可決された。22日の本会議でも可決される見込み。

同条例は、市が指定外来種に定めた動植物（施行時はアカミミガメのみ）を市内の池や川に放したり植栽したりすることを禁止。従来の生態系に著しい影響を与える恐れがある行為をした場合、市が中止を命じ、従わないなど悪質な場合は30万円以下の罰金を科す。

市は当初、事業者に向けた罰則規定を検討していたが、同条例は対象を限定していない。罰則に関する条項は施行3カ月後の来年1月1日から施行する。

市は2011年度以降、市内の池や川での防除調査や、家庭で飼えなくなったアカミミガメの引き取りなどを行い、生態系の保全に努めてきた。

環境省や市によると、20都道府県（12年度）が同じ趣旨の条例を制定。兵庫県内では初めてという。

（新開真理）